

金融商品取引法第 66 条の 39 の規定に基づく

説明書類

第 36 期

(令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日)



株式会社 格付投資情報センター
Rating and Investment Information, Inc.

一 信用格付業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

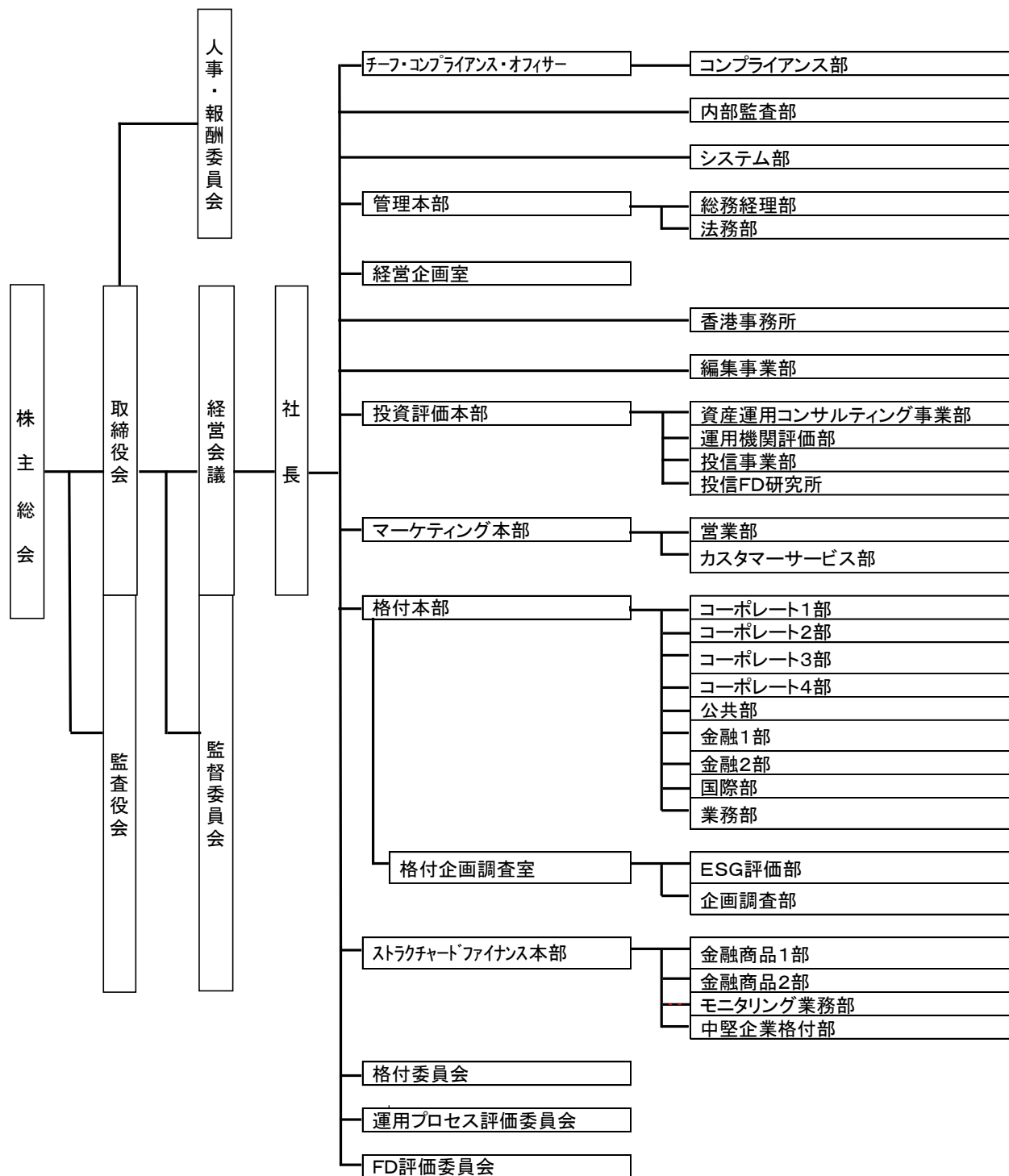
イ 商号又は名称

株式会社格付投資情報センター

ロ 登録年月日及び登録番号

平成22年9月30日（金融庁長官（格付）第6号）

ハ 組織の概要



ニ 株式の保有数の上位十位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

| 氏名又は名称 | 保有株式数 | 議決権割合 |
|-------------|---------|---------|
| 株式会社日本経済新聞社 | 5,044 株 | 42.89 % |
| 株式会社日経ビーピー | 1,578 | 13.41 |
| 株式会社QUICK | 970 | 8.24 |
| 株式会社みずほ銀行 | 588 | 5.00 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 578 | 4.91 |
| 株式会社三井住友銀行 | 542 | 4.60 |
| 株式会社りそな銀行 | 493 | 4.19 |
| 株式会社大和総研 | 222 | 1.88 |
| 株式会社野村総合研究所 | 222 | 1.88 |
| 株式会社横浜銀行 | 113 | 0.96 |

ホ 法第六十六条の二十八第一項第二号 から第五号 までに掲げる事項

役員の氏名又は名称

| 役職名 | 氏名又は名称 |
|-----------|--------|
| 代表取締役社長 | 木村 芳文 |
| 取締役専務執行役員 | 藤森 克己 |
| 取締役専務執行役員 | 山崎 宏 |
| 取締役常務執行役員 | 河野 和彦 |
| 監査役 | 神谷 雄治 |
| 監査役（非常勤） | 堀内 昭義 |
| 監査役（非常勤） | 栗山 泰史 |

信用格付業を行う営業所又は事務所

| 名称 | 所在地 |
|----|-------------------|
| 本社 | 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地 |

他に事業を行っているときは、その事業の種類

| 他に行っている事業の種類 |
|---|
| (関連業務) <ul style="list-style-type: none">・私的信用格付・中堅企業格付・ファンド信用格付に関わる運用体制の評価業務・クレジットエクスプレス・債券格付データサービス・信用格付または信用評価に関連する情報及び知見の提供・グリーンボンド等の評価 |
| (その他業務) <ul style="list-style-type: none">・年金運用に関するコンサルティング・年金制度に関するコンサルティング・年金ファンドの調査・ユニバース計測サービス・投資運用プロセス評価・投信定量評価・確定拠出年金コンサルティング・R & I ファンド大賞に係る事業・R & I 顧客本位の投信販売会社評価・出版事業（ウェブ事業を含む）・当社事業に関連するライセンス事業 |

その他内閣府令で定める事項

法令等遵守責任者の氏名

| 氏 名 |
|-------|
| 鈴木 淳史 |

信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の氏名

| 氏 名 |
|-------|
| 石渡 明 |
| 大野 正 |
| 北原 一功 |

監督委員会の委員の氏名

| 氏名 |
|--------------|
| 木村 芳文 |
| 山崎 宏 |
| 中島 真志 (独立委員) |
| 大越 有人 (独立委員) |

二 信用格付業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における業務の概要

当事業年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済・社会活動が制限される中、個人消費の減少、雇用・所得環境の悪化、インバウンド需要の蒸発などにより、厳しい状況に陥りました。

こうした中で、国内の公社債市場は、企業がコロナ禍に備え手元資金を厚めに確保するため社債の発行を増やしたことにより、年間を通じて活況を呈しました。国内公社債（転換社債、財投機関債を含む）の年間発行額は前期比12.2%増の19兆5,308億円となり、過去最高となりました。CP市場は、同様に企業が手元資金を確保するよう動いたことと、それに対応して日銀が買い入れ額を増加したことで、年間平均発行残高は前期を上回りました。一方、サムライ債市場は、世界的な低金利により円債の優位性が低下している影響で、年間発行額は同65.3%減の4,912億円に留まりました。また国内証券化市場の発行規模は、ABSの減少を主要因として同8.0%減の約6兆4,900億円となりました。

このような環境下、当社の格付事業の収入は前期比2.5%減となりました。他の事業の収入は、資産運用コンサルティングや投信関連ビジネスを手掛ける投資評価事業が同6.3%増、格付情報の販売や専門誌の発行を手掛ける情報事業は同2.8%増となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は前期比ほぼ横ばい(0.1%減)の4,672,698千円となりました。一方、経費を削減したことにより、経常利益は前期比6.7%増の1,367,485千円、税引き後の当期純利益は同6.8%増の941,258千円となり、4期連続で増益、2期連続で過去最高を更新しました。

ロ 直近の事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 売上高（信用格付行為の役務の対価及び信用格付行為以外の役務の対価の内訳を含む。）

| | |
|----------------|-----------|
| 売上高 | 4,672 百万円 |
| 内、信用格付行為の役務の対価 | 2,586 百万円 |
| 信用格付行為以外の役務の対価 | 2,085 百万円 |

- (2) 信用格付業者が一の格付関係者（令第十五条の十六第一項 各号及び第二項 各号に掲げる者を含む。）から信用格付業に係る売上高の百分の十を超える手数料を得ている場合には、当該格付関係者の氏名又は名称

当期中に該当はありませんでした。

- (3) 金融商品又は法人の信用状態（当該信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。）の変化に関する統計その他の情報

本説明書類に添付した以下の当社レポート及びデータ集をご参照ください。

- ・ 日本企業のデフォルト率・格付推移行列（1978年度～2019年度）（2020年6月30日）
- ・ 証券化商品の格付推移行列（2000年度～2019年度）（2020年7月31日）

- (4) 付与した信用格付の履歴に関する情報（信用格付を付与した日から一年以上経過したものに限る。）

本説明資料に添付した「付与した信用格付の履歴に関する情報」をご参照ください。

- (5) 関連業務及びその他業務の状況

当社が行っている関連業務及びその他業務は、前述の通りであり、当期における関連業務の売上高は909百万円、その他業務の売上高は1,176百万円となりました。

- (6) 格付アナリストの総数

76名

ハ 信用格付業者と格付関係者との間の一般的な手数料の体系

内外の事業法人、金融機関、ソブリン、政府系機関を対象とする信用格付手数料は、主に、(1) 信用格付を新規取得あるいは継続した場合の手数料と (2) 信用格付を資金調達に利用した場合の手数料とで構成されています。(2) は、一定の基準をもとに算出しています。

ストラクチャードファイナンス関連商品の新規格付手数料は、裏付資産の種類などによって異なります。基本的に発行額に料率を乗じて算出しています。

三 信用格付業者の業務管理体制の整備の状況（次に掲げる事項の概要を含む。）

- イ 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するために講じる措置

格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するため、当社では、

信用格付の付与に係る最終的な意思決定を行う格付委員会の構成員について、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る議案の審議にあたっては、格付委員会の構成員の総数の三分の一以上の構成員が連続して構成員とならないこととしています。

なお、資産証券化商品以外の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合においては、同一事業年度内に当該信用格付の対象となる事項を対象とする二以上の信用格付を付与したときは、当該二以上の信用格付を一の信用格付とみなすこととしています。

ロ 信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措置（第三百六条第一項第四号に規定する措置をいう。）

1. 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会等の決定に基づく業務執行については、代表取締役社長の下、各部門長において適切・迅速に遂行し、併せて内部統制機能を確立するため、決裁・稟議に関する規程においてそれぞれの決裁権限や実行責任者を明確にするとともに、適切な業務手続を定めています。

2. 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に従い、業務執行に関する重要事項その他の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、定められた期限まで適切に保管しています。

3. 付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供することを防止するための体制 その他の信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制

信用格付行為に関する事務処理に係るリスクについては、取締役会等による、社内規程・業務マニュアルの制定と周知徹底、事務処理の誤り発生時の報告体制の整備、リスク状況の監視体制の整備等を通じて管理しています。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

役職員は、社内規程に基づき、その職務の遂行に必要な権限の範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理しています。コンプライアンス、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、各種の規則・ガイドラインを制定し、組織的横断的なリスク状況の監視及び役職員教育の実施等を通じて周知徹底しています。

ハ 法令等遵守を確保するための措置

(法令等遵守に関する方針)

当社は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスにかかる社内諸規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としています。

法令等の遵守を確保する措置を講じる責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー

を設置し、独立性の確保及び牽制機能を十分発揮するための権限を付与しています。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、役職員の法令等遵守意識の周知徹底を図るため、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しています。

内部監査部は、コンプライアンスを主体に業務運営全般の状況を監査します。またコンプライアンス部は、コンプライアンス・モニタリングを実施します。これらの活動は定期的に取り締役会及び経営会議並びに監査役に報告されています。

(法令等遵守に関する手続)

チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、役職員に利益相反の回避や守秘義務の遵守を含む企業倫理、法令、社内規程の遵守について注意を喚起する活動を定期的実施するとともに遵守状況について監視しています。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、信用格付部門の指揮命令系統から独立し、定期的にそのモニタリング結果を取り締役会に報告します。

チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス・モニタリングについての基本的事項を定め、法令、企業倫理、社内規程、及び行動規範の遵守をモニタリングし、適切な助言・勧告を行うことによって会社組織統制システムを実効あらしめ、業務の適切な運営を確保しています。

ニ 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する次に掲げる措置

(1) 格付アナリストの採用及び研修に関する方針

格付アナリストの採用に際して信用格付行為及びその他専門的業務を行うことについて重要な疑義がある者を採用しません。また、信用格付業務及びその他専門的業務を適正かつ円滑に遂行し得る専門的知識及び技能を有する人員を十分確保するよう努めています。さらに、格付アナリストの採用に際して、応募者の適性・能力を基準とした公正な選考を行うとともに、応募者の基本的人権を尊重するよう努めています。

格付アナリストに対する研修は、法令、社内諸規程等の遵守の重要性を十分に理解させ、業務遂行に必要な専門的知識及び技能の維持・向上を図るとともに、格付方法に従った分析を習得させることを方針として実施しています。

(2) 格付アナリストの配置

格付アナリストの持つ専門的知識及び技能を基に、業種ごと、あるいは分野ごとに適切に配置しています。

(3) 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するために講じる措置

信用格付の付与に用いる情報のうち、決算書類、IR資料、適時開示情報及び個別債務に関する情報等一般に入手可能な公開情報に関して、実績・事実に関する情報は、信用格付の付与のために、十分な品質を有していることを前提としています。財務諸表については、公認会計士による監査済みのもの、又はそれに準じた信頼性が確保されていると判断できるものを入手しています。格付関係者から入手する非公開情報については、公開情報との整合性や経営幹部等とのインタビューの過程で妥当性を判断する等の措置を講じ、十分な品

質を有していると判断すれば、それを用います。

ストラクチャードファイナンス商品の信用格付の付与に用いる情報については、当該情報の提供者から情報の正確性に関する表明・保証を取得することとしています。

(4) 格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置

格付付与方針等の妥当性及び実効性については、三年に一度の頻度で定期的にモニタリングを行い、改定、更新又は廃止を格付委員会に付議します。また、信用格付に影響を与える著しい環境の変化が生じた場合、対象となる格付付与方針等の改定を検討して、必要があれば格付委員会に付議します。

(5) 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置

格付付与方針等について重要な変更を行った場合、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を格付委員会で審議します。これらについてインターネットの利用により遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行います。

(6) 資産証券化商品（当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置

ストラクチャードファイナンス商品の設計が過去に信用格付を付与したストラクチャードファイナンス商品の設計と著しく異なる場合とは、格付方法が存在しない状況、すなわち格付対象の信用リスクを評価するための基本的な考え方、又は基本的な定量分析方法が存在しない場合としています。格付方法が存在しない案件に関して、格付アナリストは格付委員会に対して信用格付の付議を行うことはできません。格付対象に信用格付を適正に付与するための適切な格付方法の制定が可能な場合には、格付委員会にて格付方法を制定して、信用格付を付与します。

(7) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するために講じる措置

格付アナリストは、信用格付業に関する契約が終了する時点、格付対象が消滅する時点まで、モニタリングを行います。ストラクチャードファイナンス商品以外の信用格付に関しては、原則として年一回の定期レビューを実施するとともに、四半期決算の公表や大幅な業績修正に関する適時開示情報等の内容を確認し、格付付与時の想定を超える変化が生じた場合は、格付アクションを格付委員会に付議します。ストラクチャードファイナンス商品の信用格付に関しては、回収状況報告書等によるパフォーマンスの定期的な確認の他に、格付対象が関連する法的枠組みの変更や、格付関係者に発生する合併等のイベントの発生等、格付付与時の想定を超える変化が生じた場合には、格付アクションを格付委員会

に付議します。なお、付与した信用格付に係る検証及び更新を実施しないこととした場合、その旨及びその理由を所定の書面（「ニュースリリース」等）に記載し公表します。

ホ 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要

特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要については、当社無料ウェブサイトに掲載された「利益相反マネジメント・ポリシー」(<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/coi.html>) をご参照ください。

へ 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置

当社を退職した格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合、退職日前過去二年間に関与した信用格付の妥当性を検証するため、コンプライアンス部及び内部監査部は、信用格付の妥当性に不当な影響を及ぼした可能性の有無についてレビューを行い、その結果を報告書として記録に残し、その概要を取締役会に報告します。

ト 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置

関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置の内容については、社内規程において、信用格付業務を担う部門を情報管理及び業務運営面で他のすべての部門から分離することを規定するとともに、関連業務及びその他業務に関しては、信用格付業務に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されている旨を明示しています。

チ 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置

当社は、第三者が資産証券化商品の信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報として、別途定める「信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目」を無料ウェブサイト上で公表しています。

(<https://www.r-i.co.jp/rating/about/appropriateness/appropriateness.pdf>)

また、格付アナリストは、資産証券化商品の新規格付付与の際に、格付関係者に対して、当該情報項目を公表するよう働きかけを行うこととし、その結果については、信用格付の公表に際して無料ウェブサイト上で公表しています。

リ 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置

当社の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障

を及ぼさないことを確保するため、格付担当者の報酬等の額は、人事考課マニュアル等により求められた格付担当者としての職務の遂行状況の評価によって、また、法令等遵守責任者の報酬等の額は、他の業務部門から独立して、法令等遵守責任者としての職務の遂行状況（法令等遵守の達成度、法令等遵守態勢の構築への貢献度）の評価によって決定されるものとしています。なお、格付担当者の報酬等の額の決定方針及び決定プロセスの妥当性については、定期的に管理本部が点検し、法令等遵守責任者が検証するものとし、法令等遵守責任者の報酬等の額の決定方針及び決定プロセスの妥当性については、定期的に取締役会が検証するものとしています。

ヌ 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置

格付本部、ストラクチャードファイナンス本部及び格付企画調査室の役職員は、信用格付業務の手数料に関する交渉に参加してはならないこととし、信用格付の営業に従事する役職員は、信用格付の営業の遂行に際し、格付関係者との信用格付に関する手数料交渉に格付アナリストを同席、又は関与させてはならないこととしています。

ル 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために講じる措置

格付本部、ストラクチャードファイナンス本部及び格付企画調査室に所属する役職員に対しては、信用格付業務を通じて知り得た情報及び秘密を、信用格付業務を公正かつ的確に遂行するために必要と認められる目的以外に利用する行為を禁止しています。

また、社内規程において機密情報の範囲や管理方法を定め、機密情報の漏洩防止を図っています。

ヲ 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置

当社に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置については、社内規程「信用格付業者に対する苦情処理に関する規則」を定め、格付関係者、投資者その他信用格付の利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理しています。

ワ 監督委員会の運営方針並びに委員の氏名及び選任方法（独立委員の独立性に関する考え方を含む。）

当社の監督委員会は、信用格付業を公正かつ的確に遂行するために求められる業務管理体制の整備が適切に講じられることについて監督する権限を有し、業務管理体制の整備の状況に関する検証及び指摘、取締役会への報告及び意見具申その他必要と認める措置をとることができます。

監督委員会の委員の氏名は前述の通りです。

監督委員会の委員の選任については、金融商品取引業等に関する内閣府令第 306 条第 1 項第 17 号を遵守して、取締役会が任命しています。

カ 信用格付業者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範

当社並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範は、金融商品取引法及び同府令に基づく

社内規程等、それらをまとめた「信用格付に関するコンプライアンス・マニュアル」、及びIOSCO（証券監督者国際機構）の「信用格付機関の活動に関する原則」及び「基本行動規範」を踏まえて作成した「信用格付に関する行動規範」であり、これらを社内のイントラネットに掲載し、いつでも役職員が閲覧できるようにしています。

四 格付方針等の概要

当社の格付方針等の概要については、当社の無料ウェブサイトをご参照ください。

(https://www.ri.co.jp/rating/about/rating_grant.html)

五 信用格付業者の関係法人及び子法人の状況に関する次に掲げる事項

イ 信用格付業者並びにその関係法人及び子法人の集団の構成

該当事項はありません。

ロ 関係法人及び子法人の商号又は名称並びに主たる営業所又は事務所の所在地及び主たる事業の内容

該当事項はありません。